

HP版

令和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金のご案内

～子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！～

○ 支給対象者

令和2年3月分もしくは同年4月分の児童手当受給者

○ 対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた
お子様

○ 給付金額

対象児童1人につき、1万円

※ 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金（一時金）です。

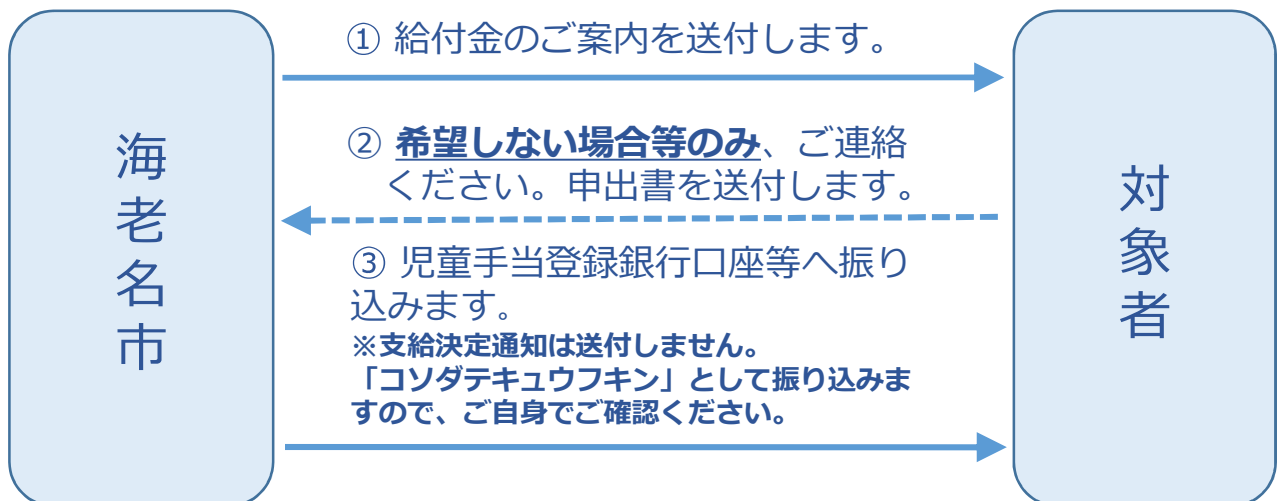
○ 支給日

令和2年6月12日（金）より順次支給予定



○ 申請までの流れ

給付を受けるにあたっての申請は、**原則不要**です。



Q & A

Q. どの口座に振り込まれますか？

- A. 令和2年4月分の児童手当の振込指定口座に振り込みます。
※ 上記の口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。
なお、令和2年12月末までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本給付金が支給されません。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されます。
※ 令和2年4月1日以降に転出された方は転出前の市町村より支給されます。
※ 新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. 公務員への支給方法はどうなりますか？

- A. 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、海老名市で本給付金の支給を受けることができる場合があります。ご相談を希望される方は、早急に下記担当までご連絡ください。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

- A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは

海老名市役所 国保医療課 福祉医療・手当係

電話：046（235）4823

※本案内通知のほか、海老名市ホームページ、広報6月1日号にも掲載しております。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに海老名市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに海老名市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。